



日サ協発第 200078 号

2020 年 7 月 28 日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会

国際サッカー評議会(以下、IFAB)から 2020 年 7 月 15 日付回状第 20 号をもって「第3条の暫定的改正継続」について通達がありました。通達自体の日本語訳は、下記のとおりです。

今回の通達は、IFAB から 2020 年 5 月 8 日付で通達された「第3条への暫定的改正」(本協会より 2020 年 5 月 14 日付日サ協発第 200060 号にて発信)の適用を、2020 年内に終了予定の競技会から、2021 年の定められた時期に終了また予定する競技会においても適用できることを可能としたものです。

本通達について、各協会、連盟等において、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

## 記

### 第3条の暫定的改正継続について

国際サッカー評議会(IFAB)は、この5月8日、COVID-19 パンデミックの世界的なサッカー競技会の影響への対応として FIFA から要望されていた「第3条—競技者」の暫定的改正導を承認した。具体的に、回状第 19 号(添付参照)を発信により、2020 年内に終了予定の競技会において、1試合あたり各チーム最大5人の交代要員の使用認めることができるとした。

暫定的改正の主たる理由は、競技会が期間を短縮して、また、異なる気象の状況下で行われることによる選手の快適な環境確保への影響を考慮してのことである。

また、IFAB 理事会は、このオプションを 2021 年まで延長するかどうか検討することとした。サッカー関係者(ステークホルダー)からのフィードバック、COVID-19 の競技会日程への影響分析も

### 公益財団法人 日本サッカー協会

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFA ハウス

Tel.050-2018-1990

www.jfa.jp

併せて検討した結果、当初の暫定的改正の理由は引き続き有効であり、次の観点からも、競技者の快適な環境確保への影響を考え 2021 年まで継続したほうが良いということが分かった。

- ・ 2020 年の競技会の再開によって、次シーズン開始までのリカバリーや準備の期間が通常より短くなる可能性がある。
- ・ 多くの競技会が、2020/21 シーズンを遅らせて開始させたり、主たる国際試合の開催があることで、通常より期間を遅らせて終了することができないために、短縮された期間で行われることになりかねない。

これにより IFAB 理事会は、「**第3条—競技者**」にかかる暫定改正の期間を延長し、**2021 年 7 月 31 日までに終了予定の競技会**、あるいは **2021 年 7 月 また 8 月に開催予定の国際競技会**においても、適用可能であるとした。

暫定的改正の内容に変更はないが、IFAB は関係者の方々にハーフタイム時の交代は 3 回の交代回数にはカウントされないことについて、留意していただくようお願いする。

サッカーへのパンデミックの影響の変化については、この暫定的改正に関して将来にわたって適切な施策がとられることを確実にするために、定期的な評価のもと見守っていくこととする。

国際サッカー評議会

事務総長 ルーカス・ブラッド

**公益財団法人 日本サッカー協会**

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFA ハウス

Tel.050-2018-1990

www.jfa.jp